

## 「福井県国際交流会館」の指定管理者候補者の選定について

福井県国際交流会館の指定管理者の申請の募集について、福井県国際交流会館指定管理者選定委員会の審査結果を踏まえ、指定管理者候補者を次のとおり選定いたしました。

- 1 団体名 公益財団法人 福井県国際交流協会
- 2 所在地 福井市宝永3丁目1-1
- 3 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間

## 4 選定理由

当該団体は、福井県国際交流会館指定管理者選定委員会の審査において、福井県国際交流会館の設置および管理に関する条例で定める指定の基準に適合しており、かつ優れたものと評価されました。

特に、これまで福井県国際交流会館を手堅く運営してきた実績がある点や、福井県国際交流会館の設置目的や業務に沿った事業内容であることなどから、今回の提案についても指定管理者にふさわしいと認められ、当該団体を指定管理者候補者に選定します。

## 5 申請団体数

1 団体

## 6 選定委員会での審査結果

## ① 選定委員会委員

加藤 優子	仁愛大学人間学部	教授
青垣 千春	福井県行政書士会	副会長
土本 直邦	北陸税理士会福井県支部連絡協議会	会長
栃尾 和代	日本語の輪を広げる会	会長
岡 照晃	福井県産業労働部国際経済課	課長

② 審査結果

審査基準	配点	申請団体名
		(公財) 福井県国際交流協会
1 県民の平等な利用が確保されていること	適／不適	適
2 福井県国際交流会館の効用を最大限に発揮するものであること ・ 福井県国際交流会館の設置目的と事業内容との適合性 ・ 利用者のサービス向上のための取組み内容 ・ 利用者の増、利用促進のための取組み内容 ・ 利用料金の設定水準、料金に関する提案内容 ・ 国際化支援業務の企画内容 ・ 利用者の意見の反映、業務改善への取組み内容 ・ 提案した計画の内容の妥当性、実現可能性、持続性	200	173
3 管理の経費の縮減 ・ 管理運営にかかる県の支出経費 ・ 提案した提示額の妥当性、実現可能性、持続性	150	150
※ 各団体の申請額（5年間）	上限額 544,780 千円	544,780 千円
4 福井県国際交流会館の管理を安定して行う能力を有するものであること ・ 管理運営組織、人員配置等の内容 ・ 収支計画、資金調達、トラブルや危機管理対応、保険対応等の内容 ・ 申請者の実績（同種の施設の管理運営実績等） ・ 申請者の安定性、信頼性（財務状況、資産、提携団体） ・ 業務全般に対する取組み姿勢	150	140
総合得点（満点500）	500	463

※ 点数は5名の選定委員の採点の合計点です。

③ 講評

- 審査基準1については、適と評価された。
- 審査基準2については、事業内容が福井県国際交流会館の設置目的や業務に沿った提案であるなど全体として高く評価された。
- 審査基準3については、上限額の範囲内で提案されており、業務の効率化により人件費などについて経費の縮減が認められた。
- 審査基準4については、これまでの実績や実施体制から十分な能力があると評価された。  
以上から申請者が指定管理者として適当なものと評価できる。

- 7 今後、県議会に指定管理者指定の議案を提案します。  
県議会の議決を得た後、正式に指定管理者に指定されます。

福 井 県 知 事  
杉 本 達 治 様

申請者 所在地 福井市宝永三丁目1番1号  
名称 公益財団法人福井県国際交流  
代表者 理事長 八木誠一郎

指定管理者指定申請書

福井県国際交流会館の管理に関する業務を行いたいので、福井県国際交流会館の設置および管理に関する条例第5条第2項の規定により、下記の書類を添えて、申請します。

記

- 1 福井県国際交流会館の管理の業務に関する事業計画書
- 2 定款もしくは寄附行為および登記事項証明書またはこれらに準ずる書類
- 3 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録、貸借対照表その他財務の状況を明らかにする書類(申請の日の属する事業年度または前事業年度に設立された法人その他の団体にあつては、その設立時における財産目録)
- 4 申請の日の属する事業年度および翌事業年度における事業計画書および収支予算書
- 5 役員の氏名、住所および略歴を記載した書類
- 6 福井県国際交流会館の管理の業務を行う組織および運営に関する事項を記載した書類
- 7 現に行っている業務の概要を記載した書類
- 8 福井県国際交流会館の設置および管理に関する条例第6条各号に掲げる基準に適合していることを確認するために知事が必要と認める書類

# 福井県国際交流会館の 管理の業務に関する事業計画書



令和5年10月

公益財団法人 福井県国際交流協会

## 事業計画書目次

	頁
1 申請者 .....	1
(1) 団体の概要 .....	1
2 管理運営基本方針 .....	2
指定管理申請における今後5年間の重点実施計画 .....	3
3 管理運営業務計画 .....	4
(1) 施設の利用提供に関する業務 .....	4
① 実施方針 .....	4
② 利用者へのサービス向上についての取組み .....	5
③ 施設の利用促進についての取組み .....	6
④ 利用料金設定の方針 .....	8
(2) 国際化支援業務 .....	8
ア 情報提供、相談業務 .....	8
イ 国際理解促進業務 .....	11
ウ 国際交流活動等支援業務 .....	12
エ 在住外国人支援業務 .....	12
(3) 施設および設備の維持管理業務 .....	14
① 実施方針 .....	14
② 維持管理経費削減の取組み .....	14
(4) その他業務に関する取組み等 .....	14
ア 利用者の要望等の把握および対応についての取組み .....	14
イ 目標管理による業務の効果測定についての取組み .....	15
(5) その他 .....	15
ア 福井県国際交流会館の指定管理者を希望する理由 .....	15
イ 外部委託の方針等 .....	16
ウ 緊急時の対応 .....	20
エ 個人情報の取扱いについての考え方 .....	20
オ 関係機関等との連携 .....	20
カ 自主事業その他の提案 .....	21
キ 現に従事している職員の雇用についての提案 .....	23
4 組織および運営体制 .....	23
(1) 管理運営業務を行う組織 .....	23
(2) 人員配置、業務内容および勤務体制等 .....	23
(3) 職員研修および人材育成方針 .....	23
5 令和6年～10年度までの収支計画 .....	25
※付属資料 .....	別添

別紙様式 4

福井県国際交流会館の管理の業務に関する事業計画書

1 申請者

(1) 団体の概要

団体の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 公益財団法人   公益社団法人   一般社団法人   一般財団法人 <input type="checkbox"/> 株式会社 <input type="checkbox"/> 有限会社 <input type="checkbox"/> NPO 法人   その他 (                      )			
団体名	公益財団法人 福井県国際交流協会			
所在地	福井県福井市宝永 3 丁目 1-1 福井県国際交流会館内			
代表者名	理事長 八木 誠一郎			
電話番号	0776-28-8800 (代)			
FAX 番号	0776-28-8818			
メールアドレス	info@fi-a.or.jp			
設立年月日	平成元年 3 月 15 日			
資本金 (基本財産)	15 億 1,183 万 4,519 円 (令和 5 年 3 月 31 日現在)			
従業員数	令和 5 年 8 月 1 日現在            29 人 (旅券 5 人含)			
主な事業内容	1.国際理解の促進に関する事業 2.国際交流の促進に関する事業 3.国際協力の促進に関する事業 4.多文化共生の促進に関する事業 5.その他この法人の目的を達成するために必要な事業			
同種の施設の管理運営業務の実績	名称	所在地	業務内容	運営期間
	国際交流センター	福井市大手 3 丁目 11-17	国際交流センターの運営	平成元年 4 月～平成 8 年 9 月
	国際交流嶺南センター	敦賀市神楽町 1 丁目 4-26	(1)国際化推進業務 (2)施設の供用および維持管理	平成 5 年 5 月～平成 18 年 3 月
	福井県国際交流会館	福井市宝永 3 丁目 1-1	(1)国際化推進業務 (2)施設の供用および維持管理	平成 8 年 10 月～平成 18 年 3 月
	福井県国際交流会館および国際交流嶺南センター	福井市宝永 3 丁目 1-1 敦賀市神楽町 2 丁目 2-4	指定管理者としての業務	平成 18 年 4 月～平成 21 年 3 月 平成 21 年 4 月～平成 26 年 3 月 平成 26 年 4 月～平成 31 年 3 月 平成 31 年 4 月～現在
提携団体名	—			

## 2 管理運営基本方針

- ・福井県国際交流会館は、「本県における国際交流活動を推進し、世界に開かれた地域社会の実現を図るため」に平成8年10月に福井県により設置された公の施設です。
- ・公益財団法人福井県国際交流協会（以下「当協会」という。）は、国際交流会館が設置されてから、現在まで、的確に管理および指定管理業務の実施を行ってきました。
- ・次の指定管理期間の5年間においても、当協会が培ってきたノウハウ、確保してきた人材を活かしつつ、条例に掲げられた「国際交流に関する情報提供」「国際理解の促進に関する業務」等の必要な事業を適正に、的確に行ってまいります。
- ・特に次の指定管理期間は、令和6年3月に北陸新幹線が敦賀まで開業され、東京から福井まで新幹線によりつながることとなり、人流や物流がこれまで以上に増大することが見込まれます。これに伴い、インバウンドが増えるとともに、福井県在住の外国人住民数は、現在の15,683人から増加するものと考えられます。
- ・こうしたことから県民および福井に暮らす外国人に対し、安全、安心で利用しやすい施設を提供し、令和3年に策定された「福井県多文化共生推進プラン」に掲げる「多文化共生先進地ふくい」の実現に向けた活動拠点施設としての役割を發揮していけるよう、総合的な基本方針を次のとおり定めます。
  - I 国際交流会館の使命・役割を十分に認識し、価値観や社会のニーズの変化・多様化に適切に対応しつつ、常に公益性・公平性を旨として事業の展開を図ります。
  - II 多文化共生社会の実現に向けて、事業の実施に当たっては、県、市町、ボランティア、国際交流・協力活動に取り組む団体、外国人住民等とのネットワークを活かしながら、外国人も含めた福井県民一人ひとりが地域の担い手として、参画できるよう、情報発信や事業の企画・実施、専門的な相談等の事業を展開してまいります。
  - III 県民サービスの向上に当たっては、必要経費で最大の効果が得られるよう努めます。
  - IV これまでの経験と実績に基づき、常に事務事業の改善に努め、事業の企画・運営能力の向上に職員全員で取り組みます。
  - V 関係する法規を遵守し、コンプライアンスの徹底に努めます。

また、次の指定管理期間の5年間の重点実施計画を次のように定めます。

## ○次の指定管理期間5年間の重点実施計画

### (1) 地域の多文化共生社会の定着

令和2年に県が実施した県民アンケートで、多文化共生の意味を理解している福井県民は、全体の2割弱という結果であったことから、今後、更なる外国人住民の増加を見据え、地域住民との相互理解や外国人住民が福井で生活する上で必要な日本語や防災分野等の支援について、安心して暮らし、住み続けたいと思える社会を目指して様々な事業を実施します。主にフェイスブックやインスタグラムなどを活用して多面的に情報発信等を行い、まずは外国人住民も含めた県民に知っていただくということを基本に、多文化共生社会の実現に向けた機運醸成と双方の意識の定着を図ってまいります。

#### ①多文化共生プロモーターを活用したニーズの把握および相互理解の推進

日本人と外国人住民との橋渡し役として、外国人多文化共生プロモーターが配置（令和5年度県から受託）されたことから、外国人住民の必要としている日本語、相談、多言語での情報提供等について具体的な要望を吸い上げ、行政につなぐとともに、行政から外国人住民に知っていただきたい情報（生活支援情報、福井のイベント情報など）を外国人住民に発信し、お互いに知りたい情報をマッチングさせて、知りたい情報を知りたい時に届けられるようにしていきます。

また、外国人コミュニティリーダーを核として、福井に暮らす外国人をつなぎ、面的なつながりである一つのコミュニティを形成し、そのコミュニティに日本人も参加し、相互に理解し合える一つの団体（コミュニティ）のような関係を築き、これをベースに福井県全体に広げてまいります。

#### ②指定管理イベントを通じた多文化共生社会づくりの機運醸成

指定管理事業である「国際交流・協力のつどい」等は、外国人住民同士の交流を図り、県民との相互理解を深める貴重なイベントであります。

今後は、「子育て世代の交流」ということを一つのテーマにあて開催してまいります。

子育ては、国を超えた共通のテーマであり、子育て世代の悩みや子育てに関する感動は、誰もが共感でき、国籍に関係なく話ができるものです。

親子連れ等幅広い年齢層やいろいろな国籍の人が集うフェスティバル等の機会において、「多文化子育て交流ひろば」などの国籍を超えた子育て世代同士のプログラムを実施することにより、交流しながら楽しく地域の多文化共生の浸透を図ります。



### ③日本語教師と日本語ボランティアとの協力体制づくり

国が施策として進めている「日本語教師の国家資格化による質の確保」を受け、これまでのボランティア中心とした外国人への日本語支援から、日本語教師とボランティアが協力し、個人に合ったコースデザインの立案、カリキュラム作成等さらなる日本語教育の充実と日本語指導を行う体制づくりを国の動向を見ながら、地域の実情に合わせ、県と連携しながら進めていきます。

## (2) 職員の資質向上や専門的知識の向上

外国人住民の支援の大きな一つとして、生活上の相談対応が挙げられます。

特に、どこに相談していいかもわからないという不安を抱える外国人住民にとって、国際交流会館がワンストップ窓口になるよう相談員等が入国管理行政・申請取次の講習会などの専門研修を受講するとともに、DV事件担当機関連絡協議会のメンバーとして、専門家と情報共有・連携しながら対応していきます。

また、「多文化共生マネージャー」研修を受講した職員は、当協会に1名在籍し、当該職員を市町や市町の国際交流団体等に派遣することで、市町の国際交流等や多文化共生のまちづくりの促進および県と当協会との連携を図ってまいります。

## 3 管理運営業務計画

### (1) 施設の利用提供に関する業務（利用許可および利用料金に関する業務を含む。）

#### ①実施方針

- ・条例に定める「県民の平等な利用」を第一の基本として運営してまいります。

公の施設として、すべての県民に利用されることが第一であり、そのためには、平等な利用の確保が必要であり、具体的には、特定の団体、特定の個人に特別の便宜を図るようなことをしないことはもちろん、誰に対してもルールに基づき、平等に施設の利用を提供してまいります。

- ・安全で安心な施設の運営に努めてまいります。

国際交流会館は、平成8年に設立されて以来、27年間経過しております。設備によっては、部品の取替や修繕が必要なものが出てきており、安心して利用していただくためには、適切なチェックと修繕が必要であり、不良個所が発見された場合は、速やかに県と協議を行い、修繕を行います。

また、安全に施設を利用していただくことも重要であり、扉の開閉が問題ないか、スクリーンや看板をつるすバトンなどが安全に稼働するか等について、定期的にチェックしてまいります。

- ・笑顔による優しい窓口対応に努めてまいります。

施設の利用にあたっては、施設の申し込み、利用に係る物資の搬入、マイク等備品の準備など、当協会の職員との関わりが生じます。

職員には、県民の方への対応は、事務的にならず、笑顔で明るく接するよう周知徹底を図り、気持ちよく施設を利用していただくよう、職員一丸となって笑顔による対応に取り組めます。

## ②利用者へのサービス向上についての取組み

仕様書に記載の次の a から k についてはこれまでどおり引き続き実施するとともに、アンケート等により、利用者の意見、要望を聴取し、サービス向上に反映させます。

### a 2年前からの予約受付

催事主催者が次年度以降の事業計画を立てやすいように、2年前からの貸出予約を受付けます。

### b 周辺駐車場の情報提供

国際交流会館の専用駐車場は、駐車台数に限りがあることから、会館周辺のコインパーキング情報をホームページで提供し、車で来られる利用者への利便性向上を図ります。

また、国際交流会館横の駐車場に来られた際、満車時にはその場で周辺のコインパーキング情報を QR コードで表示し、スマートフォンで情報を得られるようにします。

### c エコ活動に対する優待サービスの提供

喫茶コーナーでは「エコキャップ運動」に取り組んでおり、ペットボトルのキャップを集めてお持ち込みいただいた方に、喫茶コーナーのドリンク割引サービスを行っております。「エコキャップ運動」は、ペットボトルのキャップを集めてリサイクルし、海外の子供たちにワクチンを提供する活動で、過去5年間で約220人分のワクチン相当数が集まりました。

また、「ふく育応援団」の参加店となっており、「ふく育パスポート」のご提示により喫茶コーナーのドリンク割引サービスを行うことで、子育て世代に対する優待サービスも提供しております。

### d 申請書類の押印省略

申請書類の押印を全て省略可能とし、メールによる提出も出来るようになったことで、利用者の利便性を図ります。

e 設備の充実

ホールや会議室等に有線 LAN および無線 LAN (Wi-Fi ※30分ごとに接続の必要あり)を整備し、利用者にインターネット環境を提供します。

また、多目的ホールと特別会議室に音響映像設備を整備し、オンライン会議等各種催事に対応します。

f 無料サービスの充実

各種備品(展示パネル、スクリーン、各種ケーブル等)を無料で貸出しします。また、机・イス等のレイアウトは利用者のご要望に応じて当会館が設営・撤収することで、国際交流会館に来てからの作業、会議等が終わってからの作業をできる限り少なくし、利用者の負担軽減を図ります。

g 利用者の主催行事の PR

国際交流関連行事のほか、貸館利用者についても希望する行事について、国際交流会館の情報・相談コーナーにちらしの配架を行う等広報の協力を行います。

h 会館周辺情報・観光情報等の提供

利用者からの問合せが多い会館周辺の見所や食事場所の案内図を作成し、提供します。また多言語観光マップ等を提供することにより、県外、国外からの利用者に対する福井県の魅力 PR を行います。

i コピー等のサービス

コピーサービスに加え、利用者に対し、データのプリントアウトやファックスの送受信サービスを行います。

j 研修室、語学研修室の活用

研修室については、当協会が各種講座等の国際化支援業務を実施する場所として活用するとともに、県内で国際化推進活動を行う福井県国際交流関係団体連絡会の会員や国際交流に係る NPO 法人・グループなどに優先的に提供し、国際理解、協力に向けた利活用を図ります。

k 礼拝スペースの提供

イスラム教徒(ムスリム)が礼拝スペースを希望された場合、使用していない部屋や空きスペース等を提供します。

③施設の利用促進についての取組み

a 積極的な広報・営業活動

施設・設備の特徴や会館独自のサービスをより分かりやすく説明したパンフレットや利用の手引き、ホームページ、フェイスブック、インスタグラムなどを活用して積極的な情報提供を行います。

令和4年度からは、施設の状況を映した動画を作成し、ホームページにアップしております。これにより、部屋の広さや利用方法などのイメージが視覚的に理解しやすくなり、わざわざ、来館して実際の施設を見なくても利用の検討ができるように利用者の利便性を高めております。この動画を今後とも活用してまいります。

また、国際交流会館には、パスポート申請窓口も設置しており、パスポート申請窓口の周辺の廊下等に国際交流会館パンフレットを配置するなどして、国際交流会館の利用の情報提供に努めます。

また、MICE【Meeting（会議・研修）、Incentive travel（報奨・研修旅行）、Convention（国際会議・学会）、ExhibitionまたはEvent（展示会・イベント）の総称】施設として福井県観光連盟のホームページや冊子に国際交流会館の情報を掲載し、県外からの施設利用も促進します。

#### b 貸出予約の利便性

ホームページで各部屋の利用方法や設備内容をわかりやすく紹介するほか、各部屋の空き状況やレイアウトの参考例を掲載し、利便性を図ります。

#### c 貸館業務職員の専門性の向上

講演会・式典・発表会等、多様な催事・イベントにおける様々な音響映像のニーズに対して、当施設の設備の効用を最大限発揮し、最適な環境でのご利用が提案できるよう、貸館業務職員に対し音響映像関係の研修を積極的に実施し、専門性の向上を図ります。

（例：「東海北陸地域 劇場・音楽堂等職員舞台技術研修会」

主催：（公社）全国公立文化施設協会等）

#### d 平等な利用の確保

県民等の一層の利用促進、平等な利用の確保に向けて、貸館の予約のルールを次のように改めます。

- ・ 仮予約から本申請までの期限の設定
- ・ 仮予約が可能なパターンを制限
- ・ 施設を利用しない場合でも利用料金を徴収

これらにより、年間約500件のキャンセルを他の県民等の利用につなげてまいります。

#### ④利用料金設定の方針

##### a 利用料金の設定について

- ・ 条例に定められた利用料金の上限を基本として運用します。

##### b 利用料金の減免について

福井県国際交流会館の設置および管理に関する条例施行規則第6条の規定に基づき、次のように利用料金の免除または減額を行います。

- ・ 県が条例第1条に規定する設置の目的（以下「設置目的」という。）に添った事業を主催する場合、利用料金の全額を免除します。
- ・ 県が設置目的に添った事業を共催する場合、利用料金の2分の1の額を免除します。
- ・ 国、市町村または県内の主要な国際交流・協力団体が加盟する福井県国際交流関係団体連絡会の会員が設置目的に添った事業を主催する場合、利用料金の2分の1の額を免除します。

## (2) 国際化支援業務

### ア 情報提供、相談業務

#### ①実施方針

##### ・ 情報の収集・整理

- ・ 英字の新聞や雑誌など、国際交流会館に行けば、知りたい情報が得られるというこれまでに築き上げた信頼を引き続き得られるよう、また、高校生や大学生が多文化共生や国際交流について最新の知見が得られるよう、これに関連した新聞、雑誌、図書を整備してまいります。

##### ・ 相談業務

- ・ 外国人住民の方の相談は、在留資格、子どもの教育の問題、結婚・離婚といった家庭の問題など、生活に直結した相談が多くを占めています。
- ・ 相談は、困っている方の悩みの解決であるとともに、国際交流等に関する現場のニーズをキャッチする場であり、そこで得た情報を事業展開に活かすため、相談内容を整理した記録を当協会の職員が毎日確認し、その課題を共有し、必要なサービスにつなげてまいります。

○医療通訳依頼 →医療通訳サポーター養成講座の開催

○外国人住民と気軽に交流したい

→「おちゃっとサロン」の開催

○英語を話したい

→「トレババーさんと探るディープな FUKUI」の開催

○外国籍児童の相談 →日本語指導アドバイザー制度の紹介

- ・また、相談に係る言語の壁をなくすよう、17の外国語に対応できるテレビ電話通訳と三者電話通訳サービスを令和元年度から導入し、言語の壁によって相談ができないということがないようにしてまいります。

## ②実施計画

### a 情報の収集・整理

国際交流会館の情報・相談コーナーおよび嶺南センターにおいては、国内外の図書、新聞、雑誌、大使館等の資料等を収集し、国際交流・協力・多文化共生活動に役立つ情報を提供してまいります。

- ・地域国際化協会等の関係機関とのネットワークなどを活用した情報収集
- ・世界各国の大使館・領事館、観光政府局、ユニセフなどの国際機関等が発行するパンフレットやDVD等の映像資料の収集と提供
- ・新着図書コーナーを設置し、積極的にPR
- ・利用者アンケート等によりニーズを把握し、新聞、雑誌、図書等を選定

### 〔図書・資料整備状況〕

種類	内容	蔵書 (R5.3.31)
図 書	(国際交流会館) 多文化共生、外国人支援、海外情報、 日本語学習、外国語学習、世界経済、 外国語小説、各国絵本等 みんなの日本語(各言語) 外国人の法律相談 Q&A サードカルチャーキッズ他	7,618 冊
	(嶺南センター) 同 上	1,872 冊
新 聞	(国際交流会館) 英語、中国語、韓国語、日本語等 The Japan Times The New York Times Weekly 人民日報海外版、福井新聞、日経新聞他	7 紙
	(嶺南センター) 英語、中国語、日本語等	3 紙

雑 誌	(国際交流会館) 英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、 イタリア語、スペイン語、日本語等 News Week CNN English Express ひらがなタイムズ他	24 誌
	(嶺南センター) 英語、中国語、韓国語、日本語等	8 誌
DVD ビデオ テープ等	(国際交流会館) 各国紹介、国際協力、語学学習等 ユニセフと地球のともだち ヒーローになれなかったヒーロー 魯迅の師、藤野先生の故郷、福井を訪ねて他	541 巻
	(嶺南センター) 同 上	313 巻
その他	大使館・政府観光局資料、県内国際交流関 係団体資料、語学学習用 CD、紙芝居、ユ ニセフ資料等	

b 図書貸出サービス

- ・ 1人5冊まで2週間の貸出サービスを行います。
- ・ 国際交流会館と嶺南センターどちらでも返却を可能にし、利便性を図ります。

c 多言語情報紙の発行

県内の国際交流イベント情報、外国人への生活情報など、利用者ニーズに即した内容の多言語情報紙「FIA Pocket」を発行

- ・ 年6回（隔月）発行
- ・ 5か国語  
(やさしい日本語、英語、中国語、ポルトガル語、ベトナム語)

d ITを活用した情報提供

- ・ ホームページで、国際交流会館の施設概要(日・英)、多言語情報紙(やさしい日本語・英語・中国語・ポルトガル語・ベトナム語)の内容を掲載するほか、フェイスブック、インスタグラム等のSNSを活用し、情報を提供します。
- ・ 上記に加え、緊急時の連絡先や土日祝日の当番医院等の情報について、専用サイトへのリンクを掲載し、最新の情報が提供できるようにします。
- ・ 情報・相談コーナーに無料 Wi-Fi を整備し、利用者が必要に応じて情報検索ができる環境を提供します。
- ・ 貸施設、情報・相談コーナー、協会事業の動画を作成し、1階通路のモニターで常時放映し、来館者への周知や事業のPRを行い、

情報提供や利用につなげます。

- ・来年の北陸新幹線開業に向け、外国人観光客の増加を見越し、「ボイストラ」等の翻訳ツールの利便性のPRを行うなど、来館者に各種情報発信をしていきます。

#### e 相談業務

留学、日本語学習、日常生活等の相談に直接回答する他、労働、教育、DV問題、人権問題など、専門的な対応が必要な相談内容について、関係機関との連携を図り、迅速に対応します。

また、日本語がわからない相談者には、語学能力を持った職員の配置はもとより、テレビ電話通訳と3者電話通訳サービスにより、17言語で対応できるシステムの整備により、利用者のニーズに適切に対応します。

- ・職員の対応言語

《国際交流会館》 英語、中国語、ポルトガル語、ベトナム語  
《嶺南センター》 英語

### イ 国際理解促進業務

#### ① 実施方針

市町や民間国際交流団体、教育・学術団体をはじめとした多様な分野の団体との連携のもと、それぞれの持つ人材やノウハウを活用し、講座やイベントを開催することにより、外国人住民と地域住民が交流し、相互理解を促進する機会を提供します。

#### ② 実施計画

##### a 国際交流・協力のつどい

外国人住民と地域住民の相互理解を促進し、多文化共生社会を実現するため、日本・外国文化紹介や交流会を行います。企画・実施に当たっては、日本語ボランティア団体や独立行政法人国際協力機構北陸センター（JICA 北陸）などの国際交流関係団体や福井大学をはじめとする地元ボランティアの参画・協力をいただきながら運営を行うことで、多様な文化・言葉に対する専門知識やスキルと地域の様々なリソースをつなぐことができ、日本人はもとより、外国人住民にとっても親しみやすいイベントを実施します。

また、10月をふくい国際フェス月間とし、福井市で開催する「福井国際フェスティバル」および嶺南地域で開催する「REINAN 国際交流のつどい」を中心として、福井県内の国際交流等イベントを総括して広く周知します。

令和5年度は、福井フェニックスまつりの民踊に外国人住民と職員が初めて参加しました。外国の方に日本の文化を理解していただく



ともに、「福井国際フェスティバル」のチラシを配布し、県民へのフェスティバルへの参加および多文化共生への理解を求めました。このようなことを展開しつつ、国際交流、多文化共生の機運醸成を図ります。

b おちゃっとサロン開催事業

外国人住民等と気軽に交流できる場を設け、世界の多様性を知る機会を提供します。

外国人住民や外国滞在経験者等を招待し、その国の文化や生活などについて、お茶と会話を楽しみながら、お互いに理解を高めます。

なお、「おちゃっとサロン」のネーミングは、「お茶」と「チャット」を組み合わせたものです。

(R4年度：12回)

ウ 国際交流活動等支援業務

①実施方針

民間国際交流団体の果たす役割の重要性を認識し、目的を共にするパートナーとして施策への積極的な参画を促すため、支援を行うとともに、団体との連携強化を図ります。

②実施計画

a 福井県国際交流関係団体連絡会等への支援

- ・ 県内の国際交流・協力活動、国際理解等に取り組んでいる団体・グループが連携を図り、自主的な活動・運営を継続できるよう運営費を補助します。
- ・ 嶺南地域は、各団体間の連携と資質向上を目的として、研修会および情報交換会を開催しており、今後とも継続してまいります。

b 民間国際交流活動の広報支援

館内の掲示板や当協会の情報紙、ホームページ等により、民間国際交流活動の広報を支援します。

c 民間国際交流団体への活動の場の提供

- ・ 研修室および語学研修室を国際交流・協力活動の場として提供します。
- ・ 1階通路の一部を活動PR等の展示スペースとして提供します。

エ 在住外国人支援業務

①実施方針

外国人住民が快適な生活を送ることができるよう、また、地域住民との共生による地域活性化を図るため、積極的に支援を行います。

また、災害発生時に備え、県および関係機関との連携をとりながら、

災害弱者となりうる外国人住民への支援につなげてまいります。

## ②実施計画

### a 無料法律相談会、無料行政書士相談会

在留資格や婚姻問題、労働問題など専門的な知識を必要とする相談に対応するため、引き続き福井県弁護士会、福井県行政書士会の協力を得ることにより、専門家による相談会を充実させ、カウンセリング機能を強化します。

無料法律相談会 毎月1回 計12回

無料行政書士相談会 毎月1回 計12回

上記に加え、受託事業として、遠隔地に在住し、国際交流会館に来ることができない外国人を対象に、リモートによる無料法律相談会を計12回開催しており、状況に応じて、今後も開催してまいります。

### b 日本語講座開催

日常生活を営む上で必要な日本語を外国人住民に楽しく学んでもらい、地域社会の一員として共生社会を築いてもらえるよう民間のボランティア団体との連携により、学習者のレベルに合わせたコースで初級日本語講座を開催します。

(R4年度：前期・後期各4クラス×15回)

### c 日本語ボランティア入門講座・専門講座

外国人住民に日本語を指導するボランティアを育成する講座および、既に活動しているボランティアの資質向上のための講座を開催します。

令和4年度は、日本語ボランティア入門講座を8回、日本語ボランティア専門講座を1回開催しており、ボランティアの拡大および資質向上を図ってまいります。

### d 災害時における外国人への支援

「災害時外国人サポーター養成講座」や「災害時における外国人への支援を考えるセミナー」等、通訳ボランティアや支援サポーター向けの講座やセミナーを開催するとともに、広域(北陸3県・東海北陸地域国際化協会等)連携による研修や訓練も定期的に行うことで、スタッフや関係者との顔が見える関係を築いています。県主催の総合防災訓練、原子力防災訓練にも、コミュニティリーダー等の関係者らと参加し、外国人避難者に対応する訓練や災害時多言語表示シートを活用する訓練等を行っています。

また、令和2年度からは、「福井県災害多言語支援センター設置および運営に関する協定」に基づき、毎年、県と共同で設置運営訓練を実施しています。

### (3) 施設および設備の維持管理業務

#### ①実施方針

毎日の巡回点検により、修繕箇所の早期発見と改修、清潔な施設の維持に努め、利用者に安全で快適な施設および設備の提供を目指すとともに、常に正常な機能を維持できるよう専門業者による定期点検等を実施します。

また、点検結果や故障履歴等をデータベース化し、維持管理業務の充実および効率化を図ります。

#### ②維持管理経費削減の取組み

##### a 外部委託業務内容の精査等によるコスト削減

保守点検業務等で外部委託する業務内容の精査等を行うことにより、委託料の適正化を図ります。

##### b 光熱費の節約

施設管理委託業者による定期巡回の実施および職員が不要部分の消灯等を心がけることにより、利用者のニーズを損ねることがない範囲で節電に努めます。

また、電気デマンド監視装置を活用するなど、光熱費の節約に努めます。

##### c 修繕等経費の節約

- ・計画的な修繕を実施することにより、利用者に対する利便性を確保するとともに、一時的な修繕費用増を防ぎます。
- ・会館の設備の特性等をふまえ、使用効率を高めるため、委託業者と十分に協議します。
- ・職員が設備等の使用方法を利用者に対し丁寧に説明することにより、設備等の劣化や故障を少なくし、それらの耐用年数を最大限延ばします。
- ・修繕内容によって適宜数社から見積りを取るなど、経費の妥当性を見極め、修繕を実施します。
- ・消耗品等の購入に当たっては、固定した業者から購入するのではなく、適宜数社から見積りを取るなどして最安値の業者から購入するようにします。

### (4) その他業務に関する取組み等

#### ア 利用者の要望等の把握および対応についての取組み

利用者の意見や要望を把握するため、アンケート用紙と回収ボックスを設置するとともに、貸館利用の主催者にアンケートへの協力を依頼し、利用者からの意見、要望等を聴収し、迅速に検討した上で管理運営に反

映させ、利用者満足度の向上や質の高いサービスの提供に努めます。また、外国語版も作成し、外国人利用者の意見、要望も積極的に聴取します。

国際交流会館の研修室・語学研修室利用者から Wi-Fi を利用したいとの声が多く寄せられていたため、令和2年3月から研修室・語学研修室にも無料 Wi-Fi を導入しました。

また、嶺南センターの利用者からも Wi-Fi を利用したいとの声が多く寄せられていたため、令和3年7月から無料 Wi-Fi を導入しました。

昨今では、「国際交流会館の敷居が少し高く感じて入りづらい」というアンケートのご意見を受け、1階交流ラウンジのオープンスペースで、外国人住民と交流できる講座を開催する等、随時見直しを行っています。

<アンケート設置場所>

国際交流会館：1階 事務室窓口、情報相談コーナー、喫茶コーナー  
2階 第1・第2・第3会議室、自販機コーナー

嶺南センター：交流コーナー

アンケート言語：日本語、英語、中国語、ポルトガル語

#### イ 目標管理による業務の効果測定についての取組み

毎月の県への報告時に稼働率やアンケート内容を取りまとめ、月ごとに前年度と比較、分析を行い、数値目標および業務目標を設定し、年度終了時には全体的な評価・課題の洗い出しを行い、翌年度の管理運営方針や計画に活かしていきます。

(全体数値目標)

- ① 施設稼働率 目標値：平均65%(茶室、応接室、パントリーを除く)
- ② 利用者満足度 目標値：アンケートによる5段階評価で満足度の高い5～4の評価が85%以上

#### (5) その他

##### ア 福井県国際交流会館の指定管理者を希望する理由

###### ・団体設立目的が会館の設置目的と合致

当協会は、「幅広い県民の参加による全県的な国際交流を推進するため、必要な国際交流に関する諸事業を行い、もって本県の国際化に寄与する。」ことを目的として設立された団体です。これは、「本県における国際交流活動を推進し、世界に開かれた地域社会の実現を図る。」という福井県国際交流会館の設置目的と合致しており、当協会が会館を拠点に事業を展開することで、会館の設置目的を効果的に具現化することができます。

###### ・これまでに培ってきた施設管理ノウハウ、事業運営ノウハウの実績

当協会は、平成元年3月の設立以来、地域の国際交流の推進の中核

となる民間組織（平成2年1月、旧自治省が当協会を地域国際化協会に認定）として、34年にわたり福井県の国際化の推進に寄与してまいりました。

設立から平成8年9月までは、福井市の県民会館に設置された「福井県国際交流センター」および平成5年5月に敦賀市に設置された「福井県国際交流嶺南センター」（以下「嶺南センター」という。）を運営しながら、団体の設立目的を具現化するため、積極的に事業を実施してまいりました。

平成8年10月「福井県国際交流会館」（以下「国際交流会館」という。）の開館以降は、「国際交流会館」および「嶺南センター」の二つの国際化推進の拠点施設を適切に運営し、福井県における国際交流・協力活動の推進に向けて積極的な事業展開を図るとともに、利用者ニーズに応じた施設貸出サービスにも努めてまいりました。

また、平成18年4月からは、県施設の指定管理者制度導入に伴い、指定管理者として引き続き両施設を管理・運営することとなり、施設の利用提供や維持管理業務、国際化支援業務等に積極的に取り組み、平成21年4月からの5年間、平成26年からの5年間および令和元年からの5年間の指定管理者にも指定を受けることができました。

当協会としましては、これまでに培ってきた様々な施設管理ノウハウ、事業運営ノウハウを生かして、利用者へのサービス向上と、県民が習慣や文化的背景が異なる様々な国籍の人たちとともに平穏で豊かに暮らせるような多文化共生社会づくりに職員一丸となって取り組んでまいります。

これらのことから、当協会は「国際交流会館」および「嶺南センター」の指定管理者に指定いただきたく申請いたします。

## イ 外部委託の方針等

### <基本の方針>

定例的な作業等で、当協会の職員が行うよりも効率的で経費節減が図れるものや設備・機器類のメンテナンスなど専門業者が行う必要のあるものについては、外部に委託します。これにより、協会職員は、利用者に対する安心、安全な施設の提供、サービス向上を図ること、経費節減への取り組みや福井県の国際化進展に向けての事業推進などに専念し、会館の効用を最大限発揮することにつながります。

また、福井県の基準に準じた適切な契約執行を図り、経費削減に努めるとともに、業務の品質を損ねることのないよう委託業者への適切な指導監督に努めます。

※外部委託予定の業務は、17～19ページに掲載

[外部委託予定の業務]

項 目	必要維持管理項目	頻 度
清掃 (以下特に表示がないものは国際交流会館に係る仕様)	<p>日常清掃 [4,751.5 m<sup>2</sup>]</p> <p>館内の掃き・拭き掃除、トイレ掃除、ゴミ集め、トイレトペーパー・石鹸等の補充、玄関・手摺等の清掃業務、構内周辺の除草等の業務</p>	毎日 (休館日除く)
	<p>定期清掃 [5,635.1 m<sup>2</sup>]</p> <p>カーペットクリーニング、館内床面の洗淨・ワックス塗布、壁面汚点除去、天井・照明器具清掃、館内ガラス部分清掃等業務</p>	休館日に実施
	<p>給茶等雑役業務</p> <p>湯のみ等の準備・後始末、会議室等の机・イス移動運搬・配列等業務</p>	毎日 (休館日除く)
	<p>環境衛生管理業務</p> <p>環境衛生管理技術者の選任、環境測定業務〔一酸化炭素、炭酸ガス等の測定(2 ヶ月に 1 回以上)、遊離残留塩素の含有率の測定業務(週 1 回の測定が 2 ヶ所以上)〕、防虫防そ駆除業務(年 2 回)</p>	左記のとおり
	<p>ガラス清掃業務 [2,058 m<sup>2</sup>]</p> <p>外窓ガラス、カーテンウォール内外面の清掃</p>	年 2 回
	<p>カーペットクリーニング</p> <p>専門業者によるクリーニング</p> <p>年 1 回 : 3 階 (特別会議室、応接室等)</p> <p>適宜 : 2 階 (会議室、研修室等)、1 階 (事務室、旅券室、情報・相談コーナー等)、</p> <p>地下 1 階 (多目的ホール、ホワイエ等)</p>	左記のとおり
清掃 (国際交流嶺南センター)	<p>専門業者による清掃</p> <p>カーペットクリーニング</p>	年 1 回
警備	<p>16:30~22:00 は有人警備を行い、館内外および駐車場を適宜巡回し、不審者・不審車両の進入防止、不審物の発見・処置、火気始末等の確認、災害発生時の措置等を行うとともに、施設管理業務の補助等を行う。</p> <p>開館時間外は機械警備を基準とし、異常の発生に際しては速やかに対応する。</p>	毎日 (休館日は機械警備が基準)
警備 (国際交流嶺南センター)	<p>18:15~20:15 (木曜は 20 時までオープンし、職員が 1 人になるため) は有人警備を行い、館内外を適宜巡回し、不審者の進入防止、不審物の発見・処置、火気始末等の確認、災害発生時の措置等を行う。</p>	毎週木曜日 (休館日除く)

施設管理	<p>施設管理業務：〔勤務者に乙種 4 類危険物取扱者免状を有している者が含まれていること〕</p> <p>受変電、電気、空調、給排水、防災等の設備および装置類の監視、運転操作、点検、記録ならびに消耗品の取替、軽微な修理等</p> <p>館内外、駐車場、駐輪場巡回、異常の有無の確認、火気始末・水周り等点検、災害発生時の措置等</p>	毎日 (休館日除く)
	<p>観葉植物リース</p> <p>大鉢、中鉢、小鉢等をリースし、館内に配置</p>	月 1 回程度 入替え
植栽管理	植栽の剪定、病虫害防除、施肥、雪吊り	年 1 回以上
保守点検	<p>消火設備</p> <p>スプリンクラー設備一式、消火器具設備、ダクト消火設備、避難器具設備の保守点検</p>	年 2 回
	<p>消防防災設備</p> <p>防火・防排煙装置、自動火災報知、誘導灯、ガス漏れ検知器、非常放送設備、自家発電・蓄電池設備等の保守点検</p>	年 2 回
	<p>ITV 設備</p> <p>監視カメラ(屋内・屋外)、管理パソコン、レコーダー等の保守点検</p>	年 1 回
	<p>AV 設備</p> <p>多目的ホール、特別会議室、会議室等の同時通訳装置架、映像音響装置架、AV 調整卓、各マイク・ユニット等の保守点検</p>	年 1 回以上
	<p>エレベーター</p> <p>エレベーター(乗用 2 台、荷物用 1 台)の保守点検</p>	月 1 回
	<p>自家用電気工作物保安</p> <p>継電器、遮断機、キュービクル等の保安規定に基づく保守点検</p>	年 6 回
	<p>電話交換機設備</p> <p>電話交換機の保守点検</p>	年 3 回
	<p>空調設備</p> <p>空調機、ヒートポンプチラー、冷温水発生機、クーリングタワー、ヒートポンプパッケージエアコン、自動制御機器等の保守点検</p>	年 1 回以上
	<p>蓄熱槽水質管理</p> <p>薬剤管理と水質分析・報告、水槽点検</p>	年 4 回
	<p>蓄熱槽清掃</p> <p>水質分析により清掃が必要になった時点で実施</p>	

保守点検	汚水槽・雑排水槽の清掃 汚水槽 13 m <sup>3</sup> 、雑排水槽 6 m <sup>3</sup> の清掃	年 2 回
	飲料水水質検査 喫茶コーナーの飲料水水質検査	年 2 回
	簡易専用水道施設定期検査および清掃 水質検査、設備点検、受水槽 20 m <sup>3</sup> 、副受水槽 1 m <sup>3</sup> の清掃、	年 1 回
	ポンプ類 汚水、雑排水、湧水排水、雨水排水、温水、給油、返油の各ポンプ清掃および保守点検	年 2 回
	融雪用温水ボイラー ボイラー(融雪能力 30 万 kcal/h)の保守点検	年 2 回
	シャッター 防煙シャッター、防煙スクリーン等の保守点検	年 2 回
	自動ドア 玄関および多目的トイレドアの保守点検	年 4 回
	多目的ホール可動席 114 席分の可動イスの保守点検	年 1 回
	舞台昇降設備 多目的ホールおよび特別会議室の昇降機器(吊物設備、迫り機構設備)、操作盤、制御盤、電気配線等の保守点検	年 4 回
	舞台調光設備 多目的ホールおよび特別会議室の調光装置(操作卓、調光盤、主幹盤、制御盤等)、舞台照明器具等の保守点検	年 1 回
	特殊照明器具 多目的ホールおよび特別会議室、応接室のシャンデリア等の保守点検	年 1 回
	オイル地下タンク オイル地下タンク 1 基(灯油 6,000ℓ)の漏洩点検	年 1 回
	ばい煙測定 冷温水発生機 2 台のばい煙の測定	年 2 回

[委託先の選定方法]

委託予定金額が 100 万円以上を基準として入札を行い、最低価格を入札した者と委託契約を締結します。ただし、相手方が特定される場合(業務内容が特定の業者しかできない場合等)は、当該相手方との随意契約とします。



前述以外の場合は、原則として数社から見積を徴収し、金額の一番低いところと契約を行います。

#### ウ 緊急時の対応

毎日の巡回点検により、危険箇所や不審者・不審物の早期発見や危険情報の収集に努め、利用者の安全を確保します。

また、「危機管理マニュアル」【別添資料 No.1】に基づいた定期的な訓練を行うことにより、国際交流会館内および嶺南センター内で起こりうる様々な緊急時（火災および地震の発生、傷病者の発生、不審者・不審物への対応、台風・大雪への対応、その他重大な事故）への対応に関し、万全の体制を確保します。

特に、昨今の各地での事件等を受け、不審者対応については、取り出してマニュアルを作成し、従事者の行動等を具体的に明記することで、国際交流会館および嶺南センターの利用者が安心、安全に利用していただけよう体制を強化します。

#### エ 個人情報の取扱いについての考え方

個人情報の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法令その他の規範を遵守するため、令和4年4月の改正個人情報保護法の施行を受け、「公益財団法人福井県国際交流協会個人情報保護規程」【別添資料 No. 2】を全面的に見直し、「公益財団法人福井県国際交流協会情報公開規程」と共に、情報を適正に管理します。

#### オ 関係機関等との連携

##### a 県民との連携

国際化の推進にあたっては、まず県民一人ひとりが主体となることから、必要であることから、国際交流ボランティア登録制度の活用を図り、登録されたボランティアが積極的に活動できる体制づくりを進めます。

##### b 県との連携

県が推進する国際化事業等に対し、当協会職員のこれまでの経験、ノウハウや人脈を活かし、協力、連携することで、より充実した内容での実施につなげます。

##### c 市町および市町国際交流協会との連携

市町は外国人を含む住民にとって最も身近な行政機関であり、また近年の外国人登録者数が増加していることから、本県の国際化を推進する上で重要な役割が期待されており、市町ならびに市町国際交流協会と国際交流事業あるいは会議・研修会を通じて積極的に連携していきます。

d 民間国際交流団体との連携

民間国際交流団体は、地域の国際交流を進める上で重要な役割を担っていることから、福井県国際交流関係団体連絡会や関係団体会議等を通じ、連携強化を図ります。また、連絡会の会員以外の団体の活動についても情報を収集し連携の可能性を探ります。

e NPO 法人との連携

NPO 法人は、自由な発想に基づいて多様な活動を展開しており、地域の国際化を進める上で大きな役割を果たすことが期待されることから、国際交流・協力のつどいの開催等を通じ、これら NPO 法人と連携することにより活動の裾野を広げます。

f 学校との連携

文化や価値観の多様性を認めることができる寛容な精神を育成し、地球市民の一員として地球規模の諸問題を理解する能力を養うためには、できるだけ早い時期からの環境づくりが重要であるため、国際理解促進講座等を通じて、特に小・中学校との連携を強化し、国際社会に対応できる人材を育成します。

また、グローバルな社会に適応できる人材の育成を図るため、積極的に高校に出向き、授業のサポートを行うとともに、フェスティバル等の交流イベントにおいては、高校生や大学生等をボランティアとして積極的に受入れ、企画・運営等にも関わってもらうことにより、生徒の探求心を養い、世界の多様性に興味、関心を持つ機会を提供しています。

g 一般財団法人自治体国際化協会との連携

地域の国際化を推進することを目的とした一般財団法人自治体国際化協会をはじめ、各都道府県、政令指定都市の地域国際化協会との情報交換を行い、相互に地域の国際化の推進を図ります。

また、災害時等には、一般財団法人自治体国際化協会を事務局とする地域国際化協会連絡協議会による広域支援の構築に参加します。

カ 自主事業その他の提案

指定管理の国際化支援業務に加え、当協会の自主財源やノウハウを活用し、以下のような事業を実施することにより、「多文化共生社会」の実現を目指します。

a 国際理解促進講座（ハローワールド）

将来において国際性豊かな感性を持つ県民を創出するためには、特に子どもの頃からの国際理解が重要であることから、小中学校の児童・生徒を対象に外国人住民や JICA ボランティア等を講師に迎え、国際理解のための授業、イベント等を開催します。

実施に当たっては、先生や講師と協会職員が内容等の打ち合わせを行うなど、効果的な授業等になるよう努めます。

(R4年度：15校 23回 参加児童・生徒 635名)

b フィンドレー大学奨学生派遣事業

米国オハイオ州フィンドレー大学で学ぶ奨学生の募集・選考を行い、推薦・派遣することにより、本県において国際化社会に対応できる人材の育成を図ります。

c ボランティア登録・活動推進

通訳、ホームステイ・ホームビジット、日本語指導等の外国人住民を含めた人材を国際交流ボランティアとして登録するとともに、研修会の開催等を通じて資質の向上を図り、外国人支援、国際交流活動を推進します。

ボランティア登録数 321人 (R5年3月現在)

d 外国人支援（医療・災害）事業

外国人住民が安心して暮らせる環境づくりとして、医療機関受診時の言語サポートをする人材を養成するとともに、サポーターのフォローアップを図ります。

また、福井県災害ボランティアセンター連絡会や県総合防災訓練への参画、災害時外国人支援に関する研修会への参加等を通じて、行政、市町国際交流協会、民間団体等との連携を深め、災害等における外国人住民支援の方策を検討します。

さらに、広域的な支援が必要になる大規模災害の発生時に備え、全国の地域国際化協会から成る地域国際化協会連絡協議会の東海北陸地域ブロック会員で締結した「災害時における外国人支援ネットワーク協定」により、大規模災害発生時は相互に支援を行うとともに、災害時に迅速に対応できるよう情報の共有化、必要な研修・訓練を実施します。

e 協会年報の発行

年報を発行し、活動内容を広く広報します。

f 県からの受託事業の実施

海外技術研修員の受入れ、留学生県内就職支援としての合同説明会の実施、外国人が暮らしやすい環境をつくるための外国人コミュニティリーダーの認定、基礎研修・専門研修事業、市町と連携した日本語ボランティア養成講座の開催等、各種事業を受託し、県と調整をしながら実施します。

## キ 現に従事している職員の雇用についての提案

「公益財団法人福井県国際交流協会職員就業規程」について嘱託職員の結婚休暇、忌引休暇、災害休暇を増やし、職員の仕事と家庭の両立を一層進めていきます。

また、当協会職員の兼業について、通訳や地域イベントの企画実施など業務に支障のない範囲で、当協会職員の兼業制度の導入を検討し、職員の多様な経験を業務に活かしてまいります。

## 4 組織および運営体制

### (1) 管理運営業務を行う組織

管理責任者に当協会事務局長を充て、限られた人数で土日を含むシフト制の勤務を組むことによって、県民に満足いただけるサービスの提供と事業の実施を行うことができるよう職員全員で、保守点検および貸館業務、国際化関連事業を分担することとし、これまで蓄積したノウハウを基礎として効率的な業務の推進に努めます。

また、英語、中国語、ポルトガル語、ベトナム語の語学能力を備えた職員を配置し、相談者にとって、母国語での安心できる対応を迅速に行います。

さらに、これまでの業務運営で積み上げてきた管理運営のノウハウや専門性、企画立案、広報のそれぞれの力を高め、一層の事業効果を発揮する組織づくりや人材育成を行います。

【別添資料 No. 3 組織図参照】

### (2) 人員配置、業務内容および勤務体制等

【別添資料 No. 4 管理運営職員の勤務体制等参照】

【別添資料 No. 5 業務内容（分担）表参照】

【別添資料 No. 6 勤務ローテーション表参照】

<有資格者>

- ・ 建築物環境衛生管理技術者……委託で調達
- ・ 危険物取扱者(乙種第4類)……委託で調達
- ・ 防火管理者……プロパー職員

### (3) 職員研修および人材育成方針

当協会は会館設置当初から福井県国際交流会館の管理運営を行っており、その間蓄積された業務運営のノウハウを活かし、さらに施設設置目的を効率的に果たしていくため、研修・研究の機会をとらえて職員の資質向

上に積極的に取り組みます。限られた人員でのシフト制の勤務となるため、特に、施設予約等の電話対応や施設案内、貸館打合せ等の接遇については、全員が気持ちのよい対応ができるよう研修の積極的な参加を促します。

#### 国際化支援業務関係

- ①一般財団法人自治体国際化協会および地域国際化協会連絡協議会等が実施する各種研修・研究会等、人材育成研修を積極的に活用します。  
(例：災害時外国人支援従事者研修、多文化共生地域づくり研修等)
- ②日本語教育などの外国人支援に関する専門知識を深めるため、文化庁や大学等の関係機関が実施する研修・研究会に参加します。  
(例：日本語教室空白地域解消推進セミナー、オンライン日本語学習教材の活用等)
- ③その他、事業に関連する各種研修に積極的に参加し、各事業の質の向上に努めます。  
(例：入国管理法や婚姻関係の法律等に関すること、各種相談内容の事例研修等)

#### 施設・設備の管理運営業務関係

- ①公の施設としての役割を理解し、その利用促進および県民へのサービス向上を図るため、公立文化施設協議会等が行う全国、東海北陸ならびに県内において実施される業務管理研究会等に積極的に参加します。  
(例：「東海北陸地域 劇場・音楽堂等職員舞台技術研修会」主催：(公社)全国公立文化施設協会等)
- ②来館者が繰り返し利用したくなるよう、職員全員が心のこもった対応と安全・安心な施設運営を目指し、質の高い接遇の提供および施設管理機能の向上を図ります。  
(例：接遇研修、クレーマー対応研修、防犯研修、AED研修等)

5 令和6～10年度までの収支計画

収 入

(単位：千円)

項 目	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	合 計
利用料金収入	30,000	31,000	31,000	31,000	31,000	154,000
施設使用負担金	48	48	48	48	48	240
その他の収入	441	441	441	441	441	2,205
協会資金	2,064	1,765	1,883	2,105	2,414	10,231
<b>計(A)</b>	<b>32,553</b>	<b>33,254</b>	<b>33,372</b>	<b>33,594</b>	<b>33,903</b>	<b>166,676</b>

支 出

(単位：千円)

項 目	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	合 計
<b>人件費</b>	<b>42,129</b>	<b>42,739</b>	<b>42,839</b>	<b>43,019</b>	<b>43,328</b>	<b>214,054</b>
<b>施設設備管理運営</b>	<b>92,346</b>	<b>92,437</b>	<b>92,455</b>	<b>92,497</b>	<b>92,497</b>	<b>462,232</b>
旅費交通費	10	10	10	10	10	50
通信運搬費	745	745	745	745	745	3,725
消耗品費	993	993	993	993	993	4,965
消耗什器備品費	0	0	0	0	0	0
印刷製本費	77	77	77	77	77	385
燃料費	4,543	4,543	4,543	4,543	4,543	22,715
光熱水料費	22,223	22,223	22,223	22,223	22,223	111,115
保険料	43	43	43	43	43	215
修繕費	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	20,000
委託料 (外部委託)	52,175	52,175	52,175	52,175	52,175	260,875
租税公課	4,365	4,456	4,474	4,516	4,516	22,327
使用料・賃借料	2,982	2,982	2,982	2,982	2,982	14,910
手数料	106	106	106	106	106	530
補助・負担金	84	84	84	84	84	420
<b>国際化支援業務</b>	<b>7,034</b>	<b>7,034</b>	<b>7,034</b>	<b>7,034</b>	<b>7,034</b>	<b>35,170</b>
旅費交通費	324	324	324	324	324	1,620
通信運搬費	412	412	412	412	412	2,060
消耗品費	913	913	913	913	913	4,565
消耗什器備品費	155	155	155	155	155	775
印刷製本費	55	55	55	55	55	275
保険料	23	23	23	23	23	115
委託料	622	622	622	622	622	3,110
賃借料	371	371	371	371	371	1,855
諸謝金	2,660	2,660	2,660	2,660	2,660	13,300
会議費	57	57	57	57	57	285
手数料	57	57	57	57	57	285
助成金	1,385	1,385	1,385	1,385	1,385	6,925
<b>計(B)</b>	<b>141,509</b>	<b>142,210</b>	<b>142,328</b>	<b>142,550</b>	<b>142,859</b>	<b>711,456</b>

<b>差引(B)-(A)</b>	<b>108,956</b>	<b>108,956</b>	<b>108,956</b>	<b>108,956</b>	<b>108,956</b>	<b>544,780</b>
------------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------